

訪問介護 Lin 運営規程（移動支援事業）

（事業の目的）

第 1 条 株式会社 LING が設置する訪問介護 Lin（以下「事業所」という。）が行う、京都市における移動支援事業の適正な運営を確保するため、事業所の従業員が支給決定を受けた利用者及び障害児（以下「利用者等」という。）に対し適正な移動支援サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所の従事者は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所の従事者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携に努める。

（虐待防止に関する事項）

第 3 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（ 1 ）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（ 2 ）虐待の防止のための指針を整備する。

（ 3 ）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（ 4 ）成年後見制度の利用支援

（ 5 ）苦情解決体制の整備

(6) 前 5 号 に 掲 げ る 措 置 を 適 切 に 実 施 す る た め の 担 当 者 を 置 く 。

- 2 事 業 所 は 、 サ ー ビ ス 提 供 中 に 、 当 該 事 業 所 従 業 者 ま た は 養 護 者 (利 用 者 の 家 族 等 利 用 者 を 現 に 養 護 す る 者) に よ る 虐 待 を 受 け た と 思 わ れ る 利 用 者 を 発 見 し た 場 合 は 、 す み や か に 市 町 村 に 通 報 す る も の と す る 。

(身 体 的 拘 束 等 の 禁 止)

第 4 条 事 業 所 は 、 居 宅 介 護 等 の 提 供 に 当 た っ て は 、 利 用 者 の 生 命 ま た は 身 体 を 保 護 す る た め 緊 急 や む を 得 な い 場 合 を 除 き 、 身 体 的 拘 束 そ の 他 利 用 者 の 行 動 を 制 限 す る 行 為 (以 下 「 身 体 的 拘 束 等 」 と い う 。) を 行 わ な い 。

2 前 項 の 緊 急 や む を 得 な い 場 合 と は 、 次 の い ず れ に も 該 当 す る 場 合 を い う 。

(ア) 利 用 者 の 生 命 ま た は 身 体 に 危 険 が 及 ぶ 可 能 性 が 著 し く 高 い こ と 。

(イ) 身 体 的 拘 束 等 を 行 う 以 外 に 、 当 該 利 用 者 ま た は 他 の 利 用 者 等 の 生 命 ま た は 身 体 を 保 護 す る た め の 手 段 が な い こ と 。

(ウ) 身 体 的 拘 束 等 が 一 時 的 な も の で あ る こ と 。

- 3 事 業 所 は 、 身 体 的 拘 束 等 を 行 う 場 合 は 、 そ の 態 様 及 び 時 間 、 そ の 際 の 利 用 者 の 心 身 の 状 況 並 び に 緊 急 や む を 得 な い 理 由 に つ い て 検 討 し た 過 程 、 そ の 他 必 要 な 事 項 を 記 録 及 び 保 管 す る 。

- 4 事 業 所 は 、 身 体 拘 束 等 の 適 正 化 の た め の 対 策 を 検 討 す る 委 員 会 を 定 期 的 に 開 催 す る と と も に 、 そ の 結 果 に つ い て 、 従 業 者 に 周 知 徹 底 を 図 る 。

5 身 体 拘 束 等 の 適 正 化 の た め の 指 針 を 整 備 す る 。

6 従 業 者 に 対 し 、 身 体 拘 束 等 の 適 正 化 の た め の 研 修 を 定 期 的 に 実 施 す る 。

(事 業 所 の 名 称 等)

第 5 条 事 業 を 行 う 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地 は 、 次 の と お り と す る 。

(1) 名 称 訪 問 介 護 Lin

(2) 所 在 地 京 都 市 伏 見 区 桃 山 町 中 島 町 33-1
グ リ シ ー ヌ 桃 山 南 101 号 室

(従 業 者 の 職 種 、 員 数 及 び 職 務 の 内 容)

第 6 条 事 業 所 に お け る 従 業 者 の 職 種 、 員 数 及 び 職 務 の 内 容 は 、 次 の と お り と す る 。

(1) 管 理 者 1 人 (常 勤 職 員)

管 理 者 は 、 事 業 所 の 従 業 者 の 管 理 及 び 業 務 の 管 理 を 一 元 的 に 行 う 。

(2) サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 1 人 以 上 (常 勤 職 員 1 人 以 上)

サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 は 、 事 業 所 に 対 す る 移 動 支 援 の 利 用 の 申 込 み に か か る 調 整 、 従 業 者 に 対 す る 技 術 指 導 等 の サ ー ビ ス 内 容 の 管 理 及 び サ ー ビ ス 計 画 の 作 成 に あ た る 。

(3) 従 業 者 常 勤 換 算 方 法 で 2 . 5 人 以 上

従 業 者 は 、 移 動 支 援 の 提 供 に あ た る 。

(営 業 日 及 び 営 業 時 間)

第 7 条 事 業 所 の 営 業 日 及 び 営 業 時 間 は 、 次 の と お り と す る 。

(1) 営 業 日 月 曜 日 か ら 金 曜 日 (祝 日 を 除 く)

(2) 営 業 時 間 午 前 9 時 か ら 午 後 6 時 ま で と す る 。

(3) サ ー ビ ス 提 供 日 毎 日

(4) サ ー ビ ス 提 供 時 間 2 4 時 間

(主 た る 対 象 者)

第 8 条 事 業 所 に お い て 移 動 支 援 を 提 供 す る 主 た る 対 象 者 は 、 次 の と お り と す る 。

(1) 全 身 性 障 害 者 (児)

(2) 知 的 障 害 者 (児)

(3) 精 神 障 害 者 (児)

(4) 難 病 患 者 等 (児)

(移 動 支 援 の 内 容)

第 9 条 事 業 所 で 行 う 移 動 支 援 の 内 容 は 、 次 の と お

りとする。

(1) 移動支援計画の作成

(2) 外出の支援

(3) 前号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者等から受領する費用の額)

第 1 0 条 移動支援を提供した場合の利用料の額は、京都市長が定める額とし、当該移動支援が法定代理サービスであるときは、その 1 割とする。ただし、利用者の受給者証に記載された月額上限額の範囲内とする。

2 第 1 2 条の通常の事業の実施地域を超えて行う移動支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 5 k m 未満 2 5 0 円

(2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 5 k m 以上 5 0 0 円

3 正当な理由がなくサービスをキャンセルした場合には、キャンセルした時期に応じて、利用予定日の前日までは無料、利用予定日当日のキャンセルについては予定訪問の単位を実費負担にて請求する。

4 前 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者等に対して交付する。

(利用者に求める金銭の支払い)

第 1 1 条 移動支援サービスの提供において、公共交通機関やタクシーの利用により要する従業者の交通費のほか、施設内での支援が必要な場合の入場料等、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者

求めることが適当である費用については、利用者からその実費の支払いを求めるものとする。

(通常 の 事 業 の 実 施 地 域)

第 1 2 条 通常 の 事 業 の 実 施 地 域 は 、 京 都 市 伏 見 区 、 宇 治 市 、 城 陽 市 と す る 。

(衛 生 管 理 等)

第 1 3 条 事 業 所 は 、 従 業 者 等 の 清 潔 の 保 持 及 び 健 康 状 態 の 管 理 を 行 う と と も に 、 事 業 所 の 設 備 及 び 備 品 等 の 衛 生 的 な 管 理 に 努 め る も の と す る 。

2 事 業 所 は 、 事 業 所 に お い て 感 染 症 が 発 生 し 、 ま た は ま ん 延 し な い よ う に 、 次 の 各 号 に 掲 げ る 措 置 を 講 じ る と と も に 、 必 要 に 応 じ 医 療 衛 生 企 画 課 の 助 言 、 指 導 を 求 め る も の と す る

(1) 事 業 所 に お け る 感 染 症 の 予 防 及 び ま ん 延 の 防 止 の た め の 対 策 を 検 討 す る 委 員 会 (テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活 用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る) を お お む ね 6 月 に

1 回 以 上 開 催 す る と と も に 、 そ の 結 果 に つ い て 、 従 業 者 に 周 知 徹 底 を 図 る 。

(2) 事 業 所 に お け る 感 染 症 の 予 防 及 び ま ん 延 防 止 の た め の 指 針 を 整 備 す る 。

(3) 事 業 所 に お い て 、 従 業 者 に 対 し 、 感 染 症 の 予 防 及 び ま ん 延 の 防 止 の た め の 研 修 及 び 訓 練 を 定 期 的 に 実 施 す る 。

(緊 急 時 に お け る 対 応 方 法)

第 1 4 条 従 業 者 は 、 移 動 支 援 の 提 供 を 行 っ て い る と き に 、 利 用 者 に 症 状 の 急 変 そ の 他 緊 急 の 事 態 が 生 じ た 時 に は 、 速 や か に 医 療 機 関 へ の 連 絡 を 行 う 等 の 措 置 を 講 ず る と と も に 、 管 理 者 へ 報 告 し な け れ ば な ら な い 。

(苦 情 ・ 相 談 ・ ハ ラ ス メ ン ト 対 応)

第 1 5 条 提 供 し た 移 動 支 援 に 関 す る 利 用 者 等 か ら

の苦情・相談・ハラスメントに迅速かつ適切な
に對する措置の取組、苦情の受理、相談の対応、
2 書は、利用者の指導と、
3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査または幹旋にできる限り協力するものとする。

（業務継続計画の策定等）
第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時に
おいて、利用者に對する非常時の体制で早期
2 継続的業務再開を図るための計画（以下「業務継続
3 計画」という）を策定し、当該業務とする。業務継続
2 事業所は、従業者にも、必要なる研修及び訓
練を定期的に実施するものとする。
3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを
行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第17条 事業所は、利用者に對して適切な移動支
援を提供するとともに、従業者の資質の向上を図る
2 ため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、正当な理由がある場合を除き、

- 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密
3 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する者、正当な理由がある場合を除き、
業務上知り得たために、従業者を含むものとする。従業者の秘密も
4 この雇用契約の内容に含むべきものとす。提供を確保する
る観点からは、職場において行われたいかなる言動であ
動または優越的な関係に基づく相当な範囲を超えられ
つて、業務上必要かつ相当な範囲の就業環境が害され
5 のにより、訪問介護員等の方針の明確化等の必
要な措置を講じるものとする。利用者またはその家族
6 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に
関する諸記録を整備するものとす。提供
7 事業所は、利用者に対する移動支援の提供
に關する諸記録を整備し、当該移動支援を提
供した日から5年間保存するものとす。
8 この規程に定める事項の他、運営に關する
重要な事項は、株式会社LINGと事業所の管理者
との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。
この規程は、令和6年5月1日から施行する。